

ひだか病院売店及び災害対応型自動販売機設置運営事業者の公募の公示

ひだか病院売店及び災害対応型自動販売機の設置運営事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和2年10月27日

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合

管理者 三浦 源吾

1 公募概要

(1) 件名

ひだか病院売店及び災害対応型自動販売機設置運営事業者選定

(2) 内容

運営事業者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ売店の運営業務に必要な設備整備等を行い、当院利用者に対するサービス向上と職員の福利厚生のため売店の設置及び災害時有効活用できる自動販売を設置し、長期安定的な運営が可能な事業者を公募により選定するものです。

詳細は別添「ひだか病院売店及び災害対応型自動販売機設置運営事業者募集要項」を御参照ください。

(3) 貸付物件

和歌山県御坊市藪 116 番地 2 ひだか病院内

売店 一般病棟 1 階 面積 254.29 m²

自動販売機 診療管理棟 3 階(職員のみフロアとなります。)

(4) 貸付(運営)期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日(予定)

※但し、設置準備が早期に整った場合、運営開始日を早めていただく可能性があります。

運営事業者は施設使用許可を年度毎に更新するものとし、再許可は上記運営期間を限度とする。ただし、当院と運営事業者合意の上、これを2年間更新することができる。しかし、使用の継続を希望しない場合、事業者はその3か月前までに書面により意思表示をしなければならないものとします。また、次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消し、又は許可しないことがある。

ア 公用又は公共用に供するため必要とするとき。(全部又は一部使用許可の取消)

イ 使用許可条件に違反する行為があると認められるとき。

ウ 詐欺その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する法人又は個人事業主とします。なお、コンビニエンスストアが応募する場合は、チェーン本部による直営店舗又はフランチャイズ加盟者の別は問いません。また、チェーン本部が出店者の決定を受けた後、フランチャイズ契約に基づき第三者に運営を任せることは可能ですが、その場合においては、最終責任者はチェーン本部にあるものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 法人または個人事業を設立し 5 年以上経過し、財政状況等が良好であること。
- (3) 病院、福祉施設等での売店等の運営実績があること。
- (4) 売店等の業務にあたり、食品衛生法、医薬品医療機器等法等の関係法令に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有する者であること又は営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
- (5) すべての営業所店舗において過去 5 年間に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- (6) 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (8) 業務開始までに業務に必要な資格の取得、人員確保、従業員の研修、器材の調達等が完了し、営業開始予定日に滞りなく事業を開始できること。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (10) 現場説明会に参加していること。

現場説明会を下記の日程で実施します。参加を希望される事業者は下記に申し込みください。

参加申込締切日 令和 2 年 10 月 30 日（金）午後 5 時まで

現場説明会実施期間 令和 2 年 11 月 4 日（水）から令和 2 年 11 月 6 日（金）

※現場説明会は上記のみとし、実施期間以外は対応不可とさせていただきます。

日時につきましては集中を避けるため、こちらから指定させていただきます。

現場説明会には必ず参加ください。欠席の場合は失格といたします。

【申込先及び問い合わせ先】

和歌山県御坊市藪 116 番地 2 ひだか病院 用度課

電話 0738-22-1111（内線 7316）

FAX 0738-22-7140 E-mail youdo7315@hidakagh.gobo.wakayama.jp

3 選定方法

運営事業者の選定に当たっては、提出された事業提案書類をもとに、評価委員会においてプレゼンテーション・ヒアリングを行い、総合的に評価し、最も高い総合評価を得た応募者を運営事業者として選定します。

4 参加表明書等の提出場所及び問い合わせ先

和歌山県御坊市藪 116 番地 2

ひだか病院 用度課

電話 0738-22-1111 FAX 0738-22-7140

E-mail youdo7315@hidakagh.gobo.wakayama.jp

ひだか病院売店及び災害対応型自動販売機運営事業者募集要項

1 趣旨

患者様を始めとする、ひだか病院のすべての利用者のサービスの向上及び職員の福利厚生を図るため、売店の設置及び災害時有効活用できる自動販売機を設置し、長期安定的な運営が可能な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な手続き等について以下のとおり定めます。

2 公募期間及び説明書等配布期間

令和2年10月27日（火）から令和2年11月9日（月）まで

3 募集事業の概要

(1) 事業名

ひだか病院売店及び災害対応型自動販売機設置運営事業

(2) 事業内容

当院が指定する病院内建物の一部を有償で賃借し、売店及び自動販売機の設置運営を行う。

(3) 予定事業期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

※但し、設置準備が早期に整った場合、運営開始日を早めていただく可能性があります。

運営業者は施設使用許可を年度毎に更新するものとし、再許可は上記運営期間を限度とする。ただし、当院と運営事業者合意の上、これを2年間更新することができる。しかし、使用の継続を希望しない場合、事業者はその3か月前までに書面により意思表示をしなければならないものとします。

(4) 事業実施場所等

和歌山県御坊市藪 116 番地 2 ひだか病院内

4 提出書類

本運営事業に応募する場合は、別紙「売店及び災害対応型自動販売機設置運営事業募集に関する条件等」を熟読のうえ、次の書類を提出して下さい。

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 誓約書（様式2）

(3) 企画提案書（様式の指定はありません）

【提案項目】

① 店舗の運営方法

- ・管理運営に係る基本方針
- ・コンビニエンスストアの場合、「直営」又は「フランチャイズ」の別
- ・営業日、営業時間の考え方
- ・商品の物流システム及び商品管理

② 従業員の配置体制

- ・従業員の配置体制、指揮命令系統
- ・従業員の労働条件、教育方針

- ③ 安全管理・食品衛生
 - ・防犯、防災等の安全管理
 - ・食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策
- ④ 商品・サービスの構成
 - ・販売を予定している主な商品の構成やサービスの種類
 - ・上記の他、来院者や職員のニーズに合致した商品やサービスの提案
 - ・自動販売機の機能等
- ⑤ 環境への配慮
 - ・廃棄物の回収方法、処理方法
 - ・廃棄物の減量化を推進する取組
 - ・事業者としての省エネルギー、リサイクル等の活動
- ⑥ コンセプト・レイアウト
 - ・店舗の全体コンセプト
 - ・店舗のレイアウト、店内・外観イメージ
- ⑦ アピールポイント
 - ・アピールできる事項や優位性・特徴のある事項
- ⑧ 賃貸借料等
 - ・提案する賃貸借料等

(4) 会社（業務）概要又は事業概要等（様式の指定はありません）

(5) 添付書類

- ・過去3年分の財務諸表類
 - 法人の場合は貸借対照表、損益計算書など、個人事業主の場合は、所得税確定申告書の写し
- ・税務署発行の納税証明書「その3の2」又は「その3の3」（直近のもの）
- ・商業登記簿謄本（法人の場合）
- ・身分証明書（個人事業主の場合）
 - ※身分証明書は破産していないことの証明であり、本籍地の市町村において発行される。
- ・登記されていないことの証明書（個人事業主の場合）
 - ※登記されていないことの証明書は、成年被後見人又は被保佐人の記録がないことの証明であり、法務局において発行される。
- ・今回提案するにあたり必要な免許等の写し

5 書類作成上の注意

- (1) 別添資料「売店及び災害対応型自動販売機運営事業に関する条件等」を熟読して作成してください。
- (2) 提出書類の規格は証明書及び平面図を除き原則としてA4判（両面印刷）とします。
- (3) 企画提案書は分かり易く簡潔に記載してください。

(4) パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限としてください。

6 提出部数

正本1部、副本10部

7 参加表明書等の提出場所及び問い合わせ先

和歌山県御坊市藪116番地2

ひだか病院 用度課

電話 0738-22-1111 FAX 0738-22-7140

E-mail youdo7315@hidakagh.gobo.wakayama.jp

8 募集要項等の請求先及び請求方法

(1) 本院のホームページに掲載していますのでここからダウンロードしてください。

(2) 上記7で配布します。

9 提出方法及び期限

提出書類については、令和2年11月10日（火）午後5時までに提出してください。

・提出書類は、いずれも提出期限を必着とします。

・持参又は郵送により提出してください。

ただし、持参の場合は土日祝祭日を除く午後5時までとします。

・郵送による場合は、提出期限日午後5時必着を有効とし、必ず電話で用度課まで到着確認してください。提出は、1参加者1提案とします。

提出後における内容変更、差し替え、再提出は認めません。

10 質問及び回答

質問がある場合は、下記に提出してください。様式は問いません。口頭による質問は受け付けしません。

また、現場案内を希望する場合は、「7 問い合わせ先」までご連絡ください。

(1) 提出方法 E-mail youdo7315@hidakagh.gobo.wakayama.jp

FAX 0738-22-7140

(2) 受付期間 令和2年10月27日（火）から令和2年11月6日（金）

午後5時までとします。

(3) 回答 令和2年11月9日（月）に質疑内容を整理したうえですべての

申込者に電子メール又はFAXにて回答します。

11 評価方法及び結果の通知

(1) 審査にあたって、院内に「ひだか病院売店及び災害対応型自動販売機の設置運営事業者審査委員会」を設置し、各提案者の企画提案書等及びプレゼンテーションにより総合的に評価を行います。プレゼンテーションは20分程度を予定しています。

① 実施日時 令和2年11月13日（金）午後1時30分～

② 出席者 責任者を含めた3名以内とします。

③ その他 パソコン等を利用する場合、スクリーン以外の必要な機材は、提案者が準備する。プロポーザルの参加に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 評価方法及び結果の通知

- ① 各委員が評価を行い、最も評価が高い者を運営事業者として選定します。
- ② 最高評価の事業者が2者以上ある場合は、委員の投票により運営事業者を選定するものとします。
- ③ 当組合で基準点を設定しています。万が一評価点が基準点に満たない場合、運営事業者には選定いたしません。(公募が1社の場合でも同様。)
- ④ 最高評価の事業者が辞退を申し出た場合や「留意事項」に該当した場合は、次点の事業者を運営事業者とします。
- ⑤ 評価結果に対する一切の意義申し立ては受け付けません。
- ⑥ 審査結果は、11月下旬に参加者すべてに通知します。

12 無効事項

次の各号いずれか一つに該当する場合、提案書は無効とします。

- (1) 提案書が「参加資格」に定める資格等を満たしていない場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先又は提出期限が適合しない場合
- (3) 提案書の作製様式及び本要項に示された条件に適合しない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査委員又は関係者に提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合
- (6) プレゼンテーション当日に出席しなかった場合(但し、災害等の不測の事態が発生し開始時刻に着できなかった場合は除く)

13 その他の留意事項

- (1) 提出された書類について、提出後の追加及び変更は認めません。
- (2) 提出された書類の内容については、当事業者選定以外に利用することはありません。
- (3) 提出された書類については一切返却いたしません。
- (4) 書類の作成、提出に関する一切の費用は参加者の負担とします。
- (5) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。
- (6) 提出書類の添付書類の証明書等は、いずれも発行後3ヶ月以内とします。

14 選定後の手続

- (1) 内定した運営事業者は契約書を作成し、別途本事業実施に関する契約書を締結します。

(2) 内定運営事業者の取消し

次の場合は、選定事業者の内定を取り消し、次順位者から順次選定します。

ア 内定から事業開始までの間に内定運営事業者の事情変化等により企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと判断したとき。

売店及び災害対応型自動販売機設置運営事業に関する条件等

1 事業実施施設の概要

- (1) 設置場所 売店 ひだか病院 一般病棟 1階 面積 254.29 m²
自動販売機 ひだか病院 診療管理棟 3階(職員のみフロアとなります。)
※添付図面参照

2 事業期間及び契約等

(1) 予定事業期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

※但し、設置準備が早期に整った場合、運営開始日を早めていただく可能性があります。

(2) 契約等

病院と運営事業者との間で賃貸借契約を締結します。なお、契約の更新はありません。ただし、病院と運営事業者合意の上、これを2年間更新することができます。しかし、使用の継続を希望しない場合、事業者はその3か月前までに書面により意思表示をしなければならないものとします。

3 営業時間、営業日及び休業日に関する条件

下記のとおりとしますが、運営事業者の提案により営業時間及び営業日数を拡充することも可能とします。

- ① 営業時間（最低要求水準） 売店 7時00分から19時00分まで
自動販売機 24時間
- ② 営業日及び休業日 無休業

4 売店及び自動販売機の営業内容に関する条件

(1) 売店では下記の商品を取り扱ってください。

- ・飲料、菓子類
- ・軽食（弁当、総菜、おにぎり、パン、サンドイッチ等）
- ・文具、日用雑貨、傘、杖類、新聞、雑誌等
- ・入院生活に必要な日用品・衣料品類（箸、洗面用具、肌着、パジャマ等）
- ・本院が要請する医療用品・衛生材料等
- ・切手類及び印紙等
- ・その他運営事業者が提案する商品等

※価格は定価以内で、できるだけ安価な価格設定としてください。

(2) 次の商品の販売は禁止します。

- ・酒類、たばこ、オムツ
- ・院内の安全を脅かすもの（刃物、マッチ、ライター等）

- ・青少年の健全な育成を阻害する図書等
 - ・その他当院が療養に適さないと判断するもの
- (3) 下記のサービスを提供してください。
- ・宅配便取扱い
 - ・両替サービス
- (4) 自動販売機
- ・災害対応型の自動販売機であること。
(災害時、当院の職員が操作し、飲料水を取り出せる機能を持っていること。)
 - ・コーヒー、お茶等の清涼飲料水等利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこと。
 - ・販売価格については主に当院職員が利用することから希望小売価格より安価な価格設定が望ましい。
- (5) その他、利用者の利便性向上につながるサービスを提案してください。
例：各種公共料金振込、インターネット代金収納代行サービス、クレジットカード・電子マネーの利用等、ATM の設置
- (6) 利用ピーク時（昼食時間帯等）の混雑緩和への対応に配慮、工夫をしてください。
- (7) 車椅子や点滴スタンドを持っている利用者等への配慮、工夫をしてください。
- (8) イートインスペースを設置する場合は管理を行ってください。
- (9) 自動販売機設置場所周辺の管理を行ってください。
- (10) 営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て運営事業者の負担において行ってください。
- (11) 商品等の搬出入は、あらかじめ当院と協議の上、実施してください。
- (12) 廃棄物の回収は、あらかじめ当院と協議の上、決まった時間及び経路等により運営事業者の責任で実施してください。また、廃棄物の分別を適正に実施するとともに廃棄量を把握し、廃棄物の抑制と再資源化を促進するよう努めてください。
- (13) 衛生管理及び感染防止対策については、自主的に食品細菌検査を実施する等常に衛生管理を徹底し、事故防止に努めてください。業務従事者に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止対策を講じて作業を行ってください。万が一、業務従事者が感染症等に感染した場合には、即時に当院に報告の上、当院の指示に従い、当該業務従事者への措置及び他の者に感染が広がることがないように対策を迅速に講じてください。また、事故発生防止の観点から、特に衛生面での教育に重点を置いた研修体制を整えることとし、業務従事者だけでなく、商品搬入者への衛生教育も徹底してください。なお、これらの措置にかかる費用は、運営事業者の負担とします。
- (14) 使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は原則として認めません。
- (15) 事故や犯罪若しくはこれらに準じる事態が発生した場合には、利用者への影響回避を最優先として適切に対処してください。また発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法をまとめ、当院に報告してください。
- なお、営業時間内外における事故や犯罪発生時の連絡体制を書面にて予め当院に届けて下さい。

5 賃貸借料等

(1) 賃貸借料等

賃貸借料は下記①、②、③を合算した額とします。

- ① 運営事業者が提案した賃貸借料。
- ② 光熱水費等事業運営に必要な当院が負担した額
- ③ ①、②に対する消費税相当額

(2) 加算額

企画提案により、月の売上額に一定の率を乗じて得た額を加算することとした事業者にあつては、その額を加算します。

(3) その他

- ① 賃貸借料の納入時期は、運営事業者と協議の上、決定します。
- ② 企画提案後又は契約期間中、消費税率の改定その他類似の税制度の変更、新設等があつた場合には、賃貸借料の見直しに関する協議を行う場合があります。
- ③ 面会制限等により長期的に売上の減少が見込まれる場合、賃貸料・加算額の減額等を協議できるものとする。

6 必要経費等の負担

次に掲げる営業に係る費用は、全て運営事業者の負担とします。

- (1) 開業及び運営のための施設設備整備費及び什器備品等購入費
- (2) 売店の設置運営に係る光熱水費
- (3) 電話設置費及び電話代（内線電話の使用料は無料）
- (4) 廃棄物の処分費
- (5) 利用者による設備汚損、破損に対する対応経費
- (6) 事業運営に当たり当院又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- (7) 事業運営のため運営事業者が講じたセキュリティー経費
- (8) 契約の終了に伴う原状回復に係る費用
- (9) その他売店及び自動販売機の運営に関する一切の経費

7 損害賠償等

- (1) 運営事業者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件及び当院施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこととします。ただし、運営事業者の負担により原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 前号に定める場合のほか、運営事業者は、本運営に関する条件等に定める義務を履行しないため当院に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこととします。
- (3) 売店運営によって第三者に生じた事故が、当院の責めに帰さない事由による場合は、運営事業者がこれを補償します。
- (4) 地震等の災害により、売店用区画の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、店舗整備に係る責任区分に応じ、当院又は運営事業者が、速やかな復旧に努めることとし、復旧に係る経費は、その責任区分によって復旧に当たった者の負担とします。

- (5) 利用者とのトラブル等は、迅速かつ誠実に対応し、速やかに当院に報告することとします。なお、当院は、当院の責めに帰すことが明らかな場合を除き、当院売店及び自動販売機に関わる盗難事故や破損事故等に関しては一切の責任を負いません。

8 原状回復

契約期間満了後は、運営事業者の負担において原状に回復することとします。但し、店舗の内装や設備の整備等原状に回復することが困難な場合又は原状回復により病院運営上支障が認められる場合には、別途協議します。

9 禁止事項等

- (1) 運営事業者は、貸付物件を売店の営業以外の用途に供してはいけません。また貸付物件は、最善の注意をもって維持管理してください。
- (2) 店舗への住み込みはできません。
- (3) 店舗内を含め、当院は敷地内禁煙です。
- (4) 業務従事者等が当院の駐車場（患者用・職員用）を使用することはできません。

10 その他の条件

- (1) 案内看板等の設置には当院の事前承諾が必要です。
- (2) 病院事業施設及びその周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないよう、清掃等の維持管理を行ってください。
- (3) 常駐する従業員には病院内の業務であることを自覚させ、清潔感ある身なりで業務にあたり、利用者に対し、癒しのある接客対応に努めてください。
- (4) 個人情報保護及び守秘義務を徹底してください。
- (5) 食品衛生法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、衛生管理、感染対策、健康管理を徹底してください。
- (6) 営業時間外の防犯体制等の安全管理を行ってください。
- (7) 運営に伴い発生する廃棄物（食品残さ、一般廃棄物、産業廃棄物等）は、あらかじめ当院と協議の上、運営事業者の責任において適正に処理してください。
- (8) 商品、仕入れ材料等の搬入時間帯及び経路については、当院の了解を得てください。
- (9) 災害発生時は在庫商品を提供する等、当院の災害時医療活動に全面的に協力してください。
- (10) 当院が主催する防災訓練や研修会への参加を要請した場合は対応してください。
- (11) その他、当院から指示のある場合、速やかに報告対応してください。
- (12) 使用財産を転貸し、又は使用権の譲渡をしないでください。ただし、フランチャイズ方式を可能としますが責任を明確に説明できる資料を提出し、承認を得てください。
- (13) 売店の開始時期が遅れる場合は、売店営業開始日までの間、仮店舗で営業を行ってください。
- (14) その他、本運営事業に関する条件等に定めのない事項については当院と運営事業者が協議の上、決定することとします。

参考資料

病 院 の 概 要

1 施設名 ひだか病院

2 所在地 和歌山県御坊市藪 116 番地 2

3 病院規模

病床数 : 一般病床 263 床、精神病床 100 床、感染症病床 4 床

標榜科 : 17 科

敷地面積 : 26,170.15 m²

施設 : 診療管理棟 (3 階建)、一般病棟 (8 階建)、精神科病棟 (4 階建)、
救急・診療棟 (5 階建)、心血管センター (3 階建)、倉庫棟 (4 階)
災害備蓄棟 (3 階)

付属施設 : 日高看護専門学校 (4 階建)

4 患者数等 (令和元年度実績)

入院患者数 : 290 人/日

お見舞い者等 : 200 人/日 (推定)

外来患者 : 650 人/日

5 職員数等

全職員 : 600 人

看護学生 : 120 人

6 現在の施設の状況等

売店 : 7 時 00 分～19 時 00 分 (年末年始 7 時 00 分～17 時 00 分)

自販機 : 飲料類 5 台

※ 参考図面は別添のとおりです。

参 加 表 明 書

業務名 ひだか病院売店及び災害対応型自動販売機の設置運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル

表記業務のプロポーザル実施要項における参加資格を満たしていること並びに添付書類
について、事実と相違ないことを誓約します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合
管理者 三浦 源吾 様

所在地（住所）
商号又は名称
代表者氏名

印

作成責任者
職・氏名
電話番号
FAX
E-mail

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、管理者が必要と認める場合は、下記 1 及び 2 について、和歌山県警察本部へ照会すること承諾します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1 の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人又は個人事業主ではありません。

令和 年 月 日

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合
管理者 三浦 源吾 様

所在地（住所）

商号又は名称

代表者氏名

印